

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づき随時監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を公表する。

令和元年 10 月 31 日

上越市監査委員 大原 啓 資

上越市監査委員 山 川 と も 子

上越市監査委員 波 多 野 一 夫

記

- |           |                                      |
|-----------|--------------------------------------|
| 第 1 監査の種類 | 随時監査「平成 29 年度定期監査における指摘事項の措置報告の確認調査」 |
| 第 2 監査の対象 | 生活排水対策課、中央公民館                        |
| 第 3 対象年度  | 平成 30 年度                             |
| 第 4 監査の方法 | 提出された資料に基づき調査するとともに、担当職員からの説明を受けた。   |
| 第 5 監査の期間 | 令和元年 5 月 24 日 ～ 10 月 28 日            |

第 6 監査の結果 名立浄化センター運転管理費における再発防止措置にあるミーティング（平成 30 年 5 月 16 日）を行った事実は確認できたが、その内容等についての記録は残されていなかった。改善・対応措置についても同様であり、報告されている措置状況の実施を裏付ける記録は残されていなかった。

平成 30 年度は同事業において 5 件の修繕工事が行われており、指摘案件のような不適正な契約事務は認められなかったが、少なくとも指摘を受けて実際に行った対応等については何らかの形で記録として残すことは必要である。

不適正な事務の再発防止を図る上でも、指摘を踏まえて関係規則等を確認し、適正な事務手続等について改めて課内で共有するとともに、チェックリストの作成など具体的な対応措置を講じられたい。